

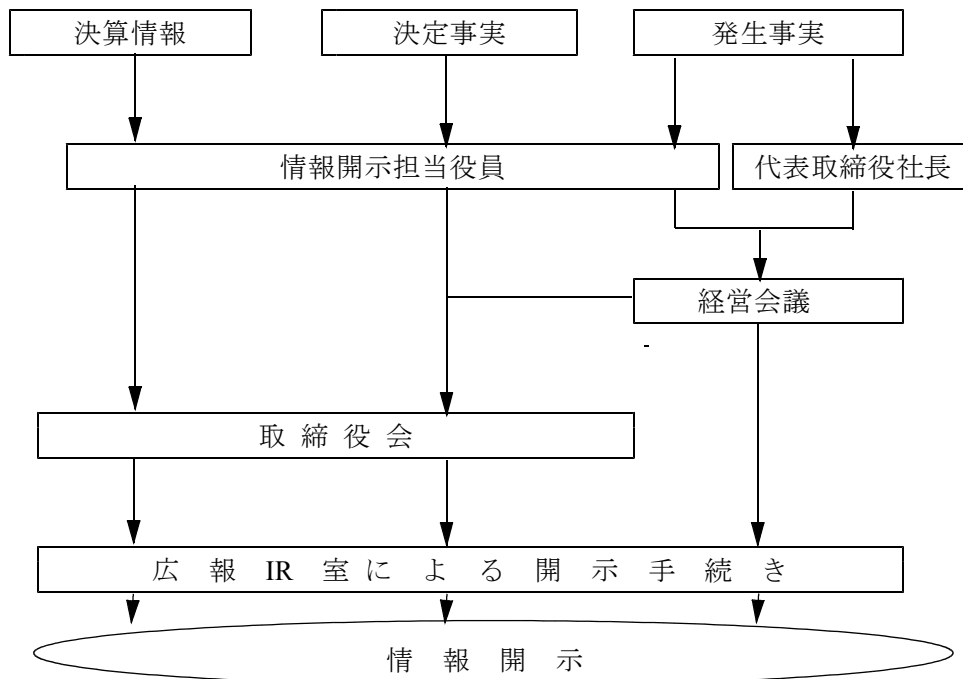
会社情報の適時開示に係る社内体制の状況について  
(適時開示に係る宣誓書添付書類)

平成17年3月31日

会社名 株式会社ジャストシステム  
(JASDAQ コード・4686)

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

記



1. 事実および情報の把握

1) 決算情報

決算情報については、経営企画室および総務経理部が主幹部門として全社の決算情報のとりまとめと作成を行い、取締役会で決議されております。

2) 決定事実

当社における重要な業務執行については、取締役会において決定しており、当社の取締役会事務局長である情報開示担当役員が、決定事実について常に把握をしております。

### 3) 発生事実

当社における発生事実については、当社の各該当部門長より、速やかに代表取締役社長および情報開示担当役員に報告されることになっております。

## 2. 適時開示の判断

前項の各情報については、情報開示担当役員の下で証券取引法および JASDAQ 証券取引所に定める適時開示規則に基づき、情報開示の判断をいたします。また、必要に応じて JASDAQ 証券取引所および当社顧問弁護士よりアドバイスを受けております。

## 3. 開示手続き

適時開示が必要とされる事実において、決算情報と決定事実については、取締役会による決定後、また、発生事実については、経営会議において確認後、速やかに広報 IR 室より開示手続きを行います。

## 4. 最近一年間の内部情報管理体制の整備に向けての取り組みおよび運用状況

決算情報については、監査役による決算書類の確認に加え、大口の売掛金・買掛金や貸借対照表の各資産項目に関して総務経理部による定期報告と、会計計上の妥当性の検証を取締役会で行い、決算資料の正確性向上に努めております。

今後、発生事実については、正確かつ速やかな状況の把握と情報開示を実現すべく、さらなる体制の整備を行ってまいります。

以 上